

沿岸くろまぐろ漁業の承認の 一斉更新について

令和3年3月

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）①

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで太宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

- ① 平成24年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入（**届出隻数1.3万隻**）、
- ② 平成25年以降は、同委員会指示による承認制に移行（**承認隻数1.8万隻**（R2.12現在））、

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新（今回で4回目の更新）している。現行の承認期間は令和3年3月31日までのため、令和2年12月に行われた各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認の更新手続きを行った。

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

2. 新たな広域漁業調整委員会指示※の概要

これまでと同様に、「**過去5年間の実績者**」を承認対象とすることで、**太平洋クロマグロの管理をなお一層推進**。

(1) 承認条件

① 過去5年間に1kg以上の漁獲実績を有すること

ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

② 採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと

申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

(2) 承認期間について

令和3年4月1日～令和5年3月31日まで

なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きや漁獲実績報告書の提出の観点から、承認期間の前に3か月の期間を加えて設定するものとする。

※太平洋広域漁業調整委員会指示第37号 (令和2年12月2日発出)
 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第63号 (令和2年12月9日発出)
 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第36号 (令和2年12月14日発出)

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）③

これまで

自由漁業（曳き縄漁業等）に届出制を導入
漁獲実績報告の義務化
 （平成23年4月から順次実施）

沿岸クロマグロ漁業の**実態把握**

（漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、トン数階層等）

日本海・九州西広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会の海域区分

太平洋広域漁業調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸クロマグロ漁業の**管理体制の強化**

平成26年4月1日以降

●届出制から承認制へ移行
 広域漁業調整委員会の指示に基づき**隻数制限**を導入

●平成27年1月 更新1回目

●平成29年1月 更新2回目

●平成30年7月 更新3回目

●令和2年7月 期間延長

●令和3年4月 更新4回目

：「**過去5年間の実績者**」を承認対象とすることで、**太平洋クロマグロの管理をなお一層推進**

都道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4
北海道	969	863	844	835	石川県	1027	985	298	289	山口県	1816	1647	1119	1059
青森県	2068	1938	1723	1641	福井県	304	282	268	250	徳島県	492	476	417	417
岩手県	119	99	0	8	静岡県	1025	1011	957	947	香川県	0	0	0	0
宮城県	33	31	9	21	愛知県	1	1	1	0	愛媛県	90	90	36	36
秋田県	175	174	131	131	三重県	1077	990	877	838	高知県	2949	2692	2142	1769
山形県	150	150	142	139	京都府	264	264	264	247	福岡県	668	556	534	521
福島県	719	714	703	627	大阪府	11	11	6	6	佐賀県	46	45	45	45
茨城県	367	347	314	296	兵庫県	253	251	248	248	長崎県	2503	2503	2457	2455
千葉県	580	545	445	445	和歌山県	1897	1733	1207	1191	熊本県	134	114	59	59
東京都	526	515	444	431	鳥取県	651	580	56	56	大分県	146	139	28	21
神奈川県	323	297	277	265	島根県	1054	1002	960	958	宮崎県	669	568	567	568
新潟県	186	164	57	57	岡山県	0	0	0	0	鹿児島県	519	467	335	332
富山県	270	262	172	170	広島県	1	1	1	0	沖縄県	4	4	4	1
										合計	24086	22511	18147	17379

注1：黄色マーカーは承認数が1000以上の都道府県

注2：R3.4の値は承認申請数（R3.3現在）

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）④

沿岸くろまぐろ漁業の承認の申請状況（令和3年3月現在）

都道府県	広域漁業調整委員会			合計
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海	
北海道	225	610		835
青森県	810	831		1,641
岩手県		8		8
宮城県		21		21
秋田県	131			131
山形県	139			139
福島県		627		627
茨城県		296		296
千葉県		445		445
東京都		431		431
神奈川県		265		265
新潟県	57			57
富山県	170			170

都道府県	広域漁業調整委員会			合計
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海	
石川県	289			289
福井県	250			250
静岡県		947		947
愛知県				
三重県		838		838
京都府	247			247
大阪府			6	6
兵庫県	248			248
和歌山県	66	695	430	1,191
鳥取県	56			56
島根県	958			958
岡山県				0
広島県				0

都道府県	広域漁業調整委員会			合計
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海	
山口県	1,059			1,059
徳島県	4	350	63	417
香川県				0
愛媛県		36		36
高知県	113	1,656		1,769
福岡県	521			521
佐賀県	45			45
長崎県	2,455			2,455
熊本県	59			59
大分県		21		21
宮崎県	41	527		568
鹿児島	326	6		332
沖縄県		1		1
合計	8,269	8,611	499	17,379

注：黄色マーカーは承認数が1,000以上の都道府県

各広域漁業調整委員会管轄別の沿岸くろまぐろ漁業承認申請数（令和3年3月現在）は以下のとおり

- ・太平洋広域漁業調整委員会 : 8,611
- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 : 8,269
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会 : 499